

埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等  
に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、別表第1に掲げる特別職の職員で非常勤のもの（議会議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 特別職の職員には、職についた日から、それぞれ報酬を支給する。ただし、報酬が日額で定められている者は、勤務日数に応じて支給する。

2 特別職の職員が、その職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

3 第1項本文及び前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。

4 報酬は、毎年6月、9月、12月、3月の4期において各その月分までを支給する。ただし、その職を離れたとき又は管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、次の定めるところによる。

(1) 日額によるものは、その都度支給する。

(2) 月額によるものは、一般職の職員に支給する給料の例による。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する額は、別表第2のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職

員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則（昭和48年8月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の毛呂山町外2町1村ごみ処理組合特別職の職員の報酬に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月2日条例第3号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年9月2日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（昭和49年12月16日条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 改正前の規定に基づいて支払われた監査委員の報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和51年3月1日条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、職員については昭和51年10月1日から適用する。

附 則（昭和53年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年8月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和 57 年 2 月 22 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 25 日条例第 7 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成元年 6 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 3 年 1 月 16 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成 2 年 6 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 4 年 1 月 16 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成 3 年 12 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 6 年 1 月 12 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当の額の特例）

- 2 平成 5 年 12 月に期末手当を支給された議長、副議長及び議員に係る平成 6 年 3

月にこの条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成5年12月1日現在におけるその者の報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額に、平成5年12月1日を基準日とした同日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則（平成7年1月12日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 平成6年12月に期末手当を支給された議長、副議長及び議員に係る平成7年3月にこの条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成6年12月1日現在におけるその者の報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額に、平成6年12月1日を基準日とした同日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則（平成10年2月18日条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年11月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年2月17日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成12年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において特別職の職員が受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の25を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるそのものの在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年2月8日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において特別職の職員が受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の35を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるそのものの在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年8月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月14日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成14年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において特別職の職員が受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の50を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表2に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成15年2月10日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは「3ヶ月以内」と、同項第1号中「6ヶ月」とあるのは「3ヶ月」と、同項第2号中「5ヶ月以上6ヶ月未満」とあるのは「2ヶ月15日以上3ヶ月未満」と、同項第3号中「3ヶ月以上5ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満」と、同項第4号中「3ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日未満」とする。

附 則（平成15年11月28日条例第5号）

この条例は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月3日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月7日条例第1号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する出張及び施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する出張のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則（平成20年8月27日条例第4号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年2月15日条例第7号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日条例第3号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第1条、第2条）

区分		報酬額	
監査委員	識見	月額	13,000円
	議会選出	月額	10,500円
行政不服審査会	会長	日額	22,000円
	委員	日額	20,000円

別表第2（第5条関係）

区分	費用弁償	宿泊料
	(1日につき)	(1夜につき)
監査委員、行政不服審査会	2,600円	13,000円